

規 則

埼玉県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十二号

埼玉県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則（昭和三十二年埼玉県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四条中「つど」を「都度」に改める。

様式第六号及び様式第七号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。